

港湾審議会第136回計画部会資料

宇野港港湾計画書

— 改訂 —

平成 3 年 6 月

宇野港港湾管理者

本計画書は、昭和55年11月港湾審議会第91回計画部会の議を経た宇野港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	4
III	港湾施設の規模及び配置	5
1	フェリー及び旅客船ふ頭計画	5
2	危険物取扱施設計画	6
3	泊地計画	6
4	外郭施設計画	7
5	小型船だまり計画	7
6	マリーナ計画	8
7	臨港交通施設計画	8
IV	港湾の環境の整備及び保全	10
1	港湾環境整備施設計画	10
V	土地造成及び土地利用計画	11
VI	その他	13
1	大規模地震対策施設計画	13

I 港湾計画の方針

宇野港は、瀬戸内海の中央部、岡山県南央の児島半島の基部に位置し、明治43年に本港と高松を結ぶ航路が開設されるなど、古くから海上交通の要衝として繁栄した。

本港は、昭和25年には重要港湾に指定され、本州と四国を結ぶ連絡港としての人流機能の強化が図られるとともに、木材を中心とした物流機能の整備が進められてきた。現在では、岡山県の外貿商港としての機能を有し、岡山市を背後に控えた岡山港の内貿機能と相互に補完しつつ発展を続けている。平成元年の港湾取扱貨物量は、外貿101万トン、内貿5,838万トン(内フェリー5,650万トン)、合計5,940万トンに達している。

本港においては、昭和63年に宇高連絡船が廃止されたことにより、海上交通体系の再編が進行しており、また、本港周辺においては、交通動脈となる瀬戸大橋の完成、さらに山陽自動車道、中国横断自動車道の建設の進展により、中四国における交通拠点としての重要性が一層高まりつつある。

このように地域をとりまく情勢が大きな転換期を迎えていることから、本港の背後地である玉野市においても、これまでの集積を生かしつつ、広域的な交通体系の変革がもたらす環境の変化に積極的に対応し、発展していくことが期待されている。

このため本港に対しても、旅客・フェリー輸送の拠点としてのターミナル機能の充実や、さらには、増大するレクリエーション需要に対応した賑わいと潤いのあるウォーターフロントの形成等、多様な要請が寄せられている。

このような情勢に対処するために、以下の方針のもとに、おおむね平成15年を目標年次として港湾計画を改訂するものである。

- 1) クルージング需要の増大に対処するとともに、旅客・フェリー輸送の利便性の向上を図るため、宇野地区において大型旅客船ふ頭を整備するとともに、小型旅客船ふ頭及びフェリーふ頭を再編整備する。
- 2) 市民の水辺に対する意識の高まりや、レクリエーション需要に対応するため、宇野地区の再開発により賑わいと潤いのある良質な港湾空間の形成を図る。
- 3) 海洋性レクリエーション需要の増大に対応して、日比地区においてマリーナを整備する。
- 4) ポートサービス船、漁船、遊漁船等を適正に収容し、港内の安全性の向上を図るため、日之出地区、玉地区、日比地区において小型船だまりを整備する。
- 5) 港湾における円滑な交通を確保するため、宇野地区、日比地区において臨港交通施設を整備する。
- 6) 大規模地震の発生に対処するため、宇野地区において住民の避難、物資の緊急輸送のための耐震性の高い港湾施設を整備する。
- 7) 効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、陸域200ha と水域900ha からなる港湾空間を以下のように利用する。
 - ① 田井地区、宇野地区南部、日比地区南部は物流関連ゾーンとする。
 - ② 宇野地区中央部は、旅客船、フェリーバースを中心とし

た人流関連ゾーンとする。

- ③ 宇野地区北部は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ④ 玉地区南部は、生産ゾーンとする。
- ⑤ 玉地区北部、日比地区北部は船だまり関連ゾーンとする。

II 港湾の能力

目標年次における取扱貨物量，入港最大標準船型，港湾利用者数を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	190万トン
	内 貿 (うちフェリー)	6,300万トン (6,040万トン)
	合 計	6,490万トン
入 港 最 大 標 準 船 型		3万D/W級
港湾利用者数	旅客施設利用者	180万人
	緑地利用者	30万人
	マリーナ利用者	10万人

III 港湾施設の規模及び配置

港湾の能力に適切に応ずるとともに、効率性、安全性、快適性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾施設の規模及び配置を以下のとおり計画する。

1 フェリー及び旅客船ふ頭計画

1-1 フェリーふ頭計画

宇野地区

既設のフェリーふ頭を再編し、利便性の向上を図るため、フェリーふ頭を次のとおり計画する。

700G/T級 水深4.5m 岸壁1バース 延長100m (公共)

700G/T級 水深4.5m さん橋 2基 (公共)

ふ頭用地 2ha (旅客施設用地)

既設	水深7.5m	岸壁1バース	延長120m	(公共)
	水深4m	物揚場	延長245m	(公共)
	水深4m	浮さん橋	1基	(専用)

1-2 旅客船ふ頭計画

宇野地区

クルージング需要の増大に対処し、旅客ターミナル機能の充実を図るため、旅客船ふ頭を次のとおり計画する。

30,000G/T級 水深10m 岸壁1バース 延長280m(公共)

3,000G/T級	水深 5 m	岸壁 1 バース	延長120m(公共)
小型船対象	水深 4 m	物揚場	延長120m(専用)
小型船対象	水深 3 m	小型さん橋	5 基 (公共)
ふ頭用地	1 ha	(旅客施設用地)	

既設	水深 9m	水際線延長190m(専用)	
	水深8.5m	岸壁 1 バース	延長151m(公共)
	水深7.9m	水際線延長115m(専用)	
	水深5.5m	浮さん橋	1 基 (専用)
	水深5.2m	岸壁 1 バース	延長 60m(公共)
	水深5.2m	水際線延長 50m(専用)	
	水深 5m	水際線延長110m(専用)	

2 危険物取扱施設計画

日比地区

宇野地区危険物取扱施設の本地区への移転にともない、危険物取扱施設を以下のとおり計画する。

小型船対象 水深 4 m 物揚場 延長40m(専用)

危険物取扱施設用地 1 ha

3 泊地計画

けい留施設の計画に対応して、泊地を次のとおり計画する。

宇野地区 水深10m 面積 2 ha

日比地区 水深 4 m 面積 1 ha

4 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

宇野地区 宇野防波堤 延長270m

5 小型船だまり計画

ポートサービス船、漁船、遊漁船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

5-1 日之出地区

泊地 水深1m 面積1ha
物揚場 水深1m 延長180m
ふ頭用地 1ha

5-2 玉地区

泊地 水深4m 面積1ha
泊地 水深1m 面積1ha
防波堤 延長270m
物揚場 水深4m 延長170m
物揚場 水深1m 延長220m
ふ頭用地 1ha

[既設 物揚場 水深1m 延長20m]

5-3 日比地区

東小型船だまり

防波堤 延長60m
物揚場 水深1.5m 延長370m

船揚場 延長 10m

ふ頭用地 1 ha

なお、これに伴い、防波堤140m を撤去する。

〔既設 物揚場 水深 1 m 延長 67m〕

西小型船だまり

泊地 水深 4 m 面積 3 ha

物揚場 水深 4 m 延長320m

ふ頭用地 1 ha

〔既設 物揚場 水深 2 m 延長 60m〕

6 マリーナ計画

海洋性レクリエーション需要の増大に対処するため、マリーナを次のとおり計画する。

日比地区

泊地 水深 3 m 面積 3 ha

防波堤 延長40m

小型さん橋 8基

レクリエーション施設用地 2 ha

なお、これに伴い、防波堤120m を撤去する。

7 臨港交通施設計画

港湾における円滑な交通を確保し、ふ頭用地等と背後地域を結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

道 路

臨港道路宇野第1突堤線

起点 宇野地区旅客船ふ頭

終点 都市計画道路宇野玉線

2車線

臨港道路向日比線

起点 日比地区東小型船だまり

終点 都市計画道路御崎中之町線

2車線

臨港道路日比港線

起点 日比地区公共ふ頭

終点 一般県道日比港線

2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

港湾の環境の維持及び改善を図るとともに、快適性、安全性の高い港湾空間を形成するため、既存の港湾施設の良好な維持管理とその有効利用を図るとともに、新たに港湾の環境の整備及び保全を以下のとおり計画する。

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

宇野地区 緑地 4 ha

〔既設 水深5.2m 水際線延長85m (専用)〕

日比地区 緑地 1 ha

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設等の計画に対応し、あわせて効率性、安全性、快適性の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成及び土地利用を次のとおり計画する。

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭 用地	港湾関 連用地	交流拠 点用地	工業 用地	都市 再開発 用地	都市機 能用地	交 通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑 地	レクリエ ーション 施設用地	合 計
田井地区	8	11			8		4		4		34
日之出地区	(1) 1										(1) 1
宇野地区	(3) 7	5	(1) 2			1	4		(1) 4	(1) 4	(4) 27
玉地区	(1) 1			90							(1) 91
日比地区	(2) 4	1		17			(1) 2	1	(1) 1	(2) 2	(5) 28
合 計	(5) 20	17	(1) 2	108	8	1	(1) 9	1	(2) 10	(3) 7	(10) 181

注1 ()は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とにならない。

既定計画

(単位：ha)

用途 地区名	ふ頭 用地	港湾関 連用地	交流拠 点用地	工業 用地	都市 再開発 用地	都市機 能用地	交機 用 通 能 地	危険物 取扱施 設用地	緑地	レクリエ ーション 施設用地	合計
田井地区	(8) 8	(11) 11			(8) 8		(3) 4		(4) 4		(33) 34
日之出地区											
宇野地区	7	5					10		1		23
玉地区	1			90							91
日比地区	3	4		15			1				23
合計	(8) 18	(11) 20		106	(8) 8		(3) 14		(4) 5		(33) 170

注1 ()は土地造成を伴う土地利用計画で内数である。

注2 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とならない。

注3 本表は現在の土地利用計画の表記方法に沿って作成したものである。

VI その他

1 大規模地震対策施設計画

今回計画している旅客船ふ頭のうち、以下の岸壁の耐震性を強化し、大規模地震が発生した場合において住民の避難、物資の緊急輸送等に供するものとする。

宇野地区

水深10m 岸壁1バース 延長280m